

# 土佐清水市立市民図書館視覚障がい者等サービス実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は土佐清水市立市民図書館（以下「市民図書館」という）において、視覚障がい者その他視覚による表現の認識に障がいのある者（以下「視覚障がい者等」という）へのサービスと利用促進を図ることを目的として定めるものとする。

## (サービス内容)

第2条 市民図書館における視覚障がい者等サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 視覚障がい者等のために作成された点字図書、デジタル録音図書等の貸出
- (2) 視覚障がい者等用機器の利用および貸出（別表①）
- (3) 図書等を対面で音訳するサービス（以下「対面音訳サービス」という）

## (利用対象者)

第3条 視覚障がい者等サービスを受けることができる者は次のとおりとする。

- (1) 著作権法第37条第3項に規定する視覚障がい者等とし、別表②に例示する状態にあって、視覚により認識する著作物をそのままの方式では利用することが困難な者
- (2) 前号に定める者への福祉サービスを行う福祉機関・施設

2 前項第1号に定める者は代理人による申し込みを行うことができる。

## (利用カードの交付)

第4条 視覚障がい者等サービスを受けようとする者または代理人は、事前に別記第1号様式（視覚障がい者等サービス利用カード登録申込書）に必要事項を記入のうえ、それらを証明するに足りるものを添えて申し込む。

- 2 市民図書館は、前条に該当する利用対象者であるかを確認する。
- 3 前項の確認後、該当者には視覚障がい者等用の利用カードを交付する。

## (点字図書・デジタル録音図書等の貸出)

第5条 点字図書およびデジタル録音図書等の貸出方法は次のとおりとする。

(1) 市民図書館が所蔵しているもの

利用資格	点字図書		デジタル録音図書等	
	貸出点数	貸出期間	貸出点数	貸出期間
個人	5冊以内	30日間	5点以内	30日間
団体	10冊以内	30日間	10点以内	30日間

(2) 点字図書館や他の公共図書館等が所蔵しているデジタル録音図書等のうち、市民図書館がその公共図書館等から借りることができるもの

個人・団体ともに点字図書は5冊、デジタル録音図書等は10点を上限とし、前号の貸出点数には含めない。貸出期間は14日間とする。ただし、その公共図書館等が規定する貸出点数と期間を超えない範囲とする。貸出を希望する者または代理人は、別記第2号様式（デジタル録音図書等借受申込書）を用いて市民図書館に申し込む。

- 2 視覚障がい者等用機器の利用を希望する者または代理人は、別記第3号様式（視覚障がい者等用機器利用申込書）を用いて市民図書館に申し込む。このうち、市民図書館が所有する貸出用再生機の貸出期間はデジタル録音図書等と同様とする。

（対面音訳サービスの利用）

第6条 対面音訳サービスを希望する者または代理人は、原則として利用する14日前までに市民図書館に申し込む。

（対面音訳サービスの実施場所および実施時間）

第7条 対面音訳サービスの実施場所は市民図書館の2階和室とする。

- 2 実施時間は市民図書館の開館時間内とし、1日1回を上限に2時間以内とする。

（対面音訳する資料）

第8条 対面音訳の対象とする資料は、原則として市民図書館に所蔵する資料とするが、求めがあれば利用者の個人的生活情報についても配慮する。

（対面音訳サービス協力者）

第9条 対面音訳サービスは、市民図書館の職員または市民図書館や対面音訳サービスの実施機関等が実施した対面音訳に関する研修講座等を受講した協力者（以下「音訳協力者」という）が行う。

- 2 市民図書館に対し音訳協力を希望する者は、別記第4号様式（対面音訳サービス協力者登録申込書）によりあらかじめ登録するものとする。

（報告書作成）

第10条 対面音訳を実施したとき、音訳協力者は別記第5号様式（対面音訳サービス実施報告書）を作成し、市民図書館長に提出する。

（改定）

第11条 この要綱は関連する制度の変更や利用者の要望に応じ、随時改定する。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成23年9月1日から施行する。

この要綱は平成25年9月1日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別表①（第2条関係）

視覚障がい者等用機器				
機器の種類	用途	別記第3号様式による申し込み	館内利用	館外貸出
拡大鏡	文字の3倍・5倍・7倍への拡大	不要	○	×
卓上型拡大読書器	卓上型の拡大読書器	不要	○	×
携帯型拡大読書器	携帯型の拡大読書器	不要	○	×
デジタル録音図書再生機	デジタル録音図書の音声による再生	要	○	○
マルチメディアデジタル録音図書再生機	デジタル録音図書の音声・文字による再生	要	○	○
マルチメディアデジタル録音図書再生ソフト	パソコンによるデジタル録音図書の再生（音声・文字・挿絵対応）	要	○	×
音声デジタル録音図書作成ソフト	パソコンによる音声デジタル録音図書の作成	要	○	×
点字文書作成ソフト	パソコンによる点字文書の作成	要	○	×
点字プリンタ	点字の印刷	要	○	×

別表②（第3条関係）

視覚障がい等の状態	
視覚障がい	発達障がい
聴覚障がい	学習障がい
肢体障がい	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障がい	一過性の障がい
知的障がい	入院患者
内部障がい	その他市民図書館長が認めた障がい